宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年６月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社タグ住環境研究所　②北海道知事十勝⑸第616号　③代表取締役　髙橋勇雄　④北海道河東郡音更町木野大通東13丁目３番地26　⑤1000万円　⑥北海道十勝総合振興局　⑦北海道河東郡音更町木野大通東13丁目３番地26　株式会社タグ住環境研究所　代表取締役　髙橋勇雄

①大東建託リーシング株式会社　②国土交通大臣⑵9120　③代表取締役　川原栄司　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区道玄坂２丁目30番４号玉久ビル６階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託リーシング株式会社　代表取締役　川原栄司